目 次

第一章総則		
第 一 条	目的	······ 1
第二条	定義	
第三条	実施基準	12
第四条	書類の提出	18
第 五 条	危害の防止	20
第六条	著しい騒音の防止	21
第七条	移動円滑化のために講ずべき措置	23
第 八 条	応急復旧の体制	······································
第二章 係員		
第九条	運転の安全確保	
第 十 条	係員の教育及び訓練等	30
第三章 線路		
第十二条	軌間	
第十三条	線路線形	
第十四条	曲線半径	
第十五条	カント	
第十六条	スラック	
第十七条	緩和曲線	
第十八条	こう配	
第十九条	縦曲線	
第二十条	建築限界	
第二十一条	施工基面の幅	
第二十二条	軌道中心間隔	
第二十三条	軌道	
第二十四条	構造物	
第二十五条	著しい騒音を軽減するための設備	
第二十六条	建築物	
第二十七条	災害等防止設備	·····369
第二十八条	橋りょう下等の防護	381
第二十九条	地下駅等の設備	385
第三十条	車両の逸走等の防止	503
第三十一条	線路内への立ち入り防止	524
第三十二条	避難用設備等	528
第三十三条	線路標	538

第四章 停車場		
第三十四条	停車場の配線	·····543
第三十五条	駅の設備	·····557
第三十六条	プラットホーム	·····564
第三十七条	旅客用通路等	599
第三十八条	車庫等	602
第五章 道路との	·····································	
第三十九条	道路との交差	·····621
第四十条	踏切道	630
第九章 施設及び		
第八十七条	施設及び車両の保全	
第八十八条	新設した施設、新製した車両等の検査及び試運転	
第八十九条	本線及び本線上に設ける電車線路の巡視及び監視並びに列車の検査	
第九十条	施設及び車両の定期検査	
第九十一条	記録	·····712
第十一章 特殊鉄	道 道	
第百二十条		
告示第一条	趣旨	
告示第二条	跨座式鉄道及び懸垂式鉄道	
告示第三条	案内軌条式鉄道	
告示第四条	無軌条電車	
告示第五条	鋼索鉄道	
告示第六条	浮上式鉄道	
告示第七条	磁気誘導式鉄道	·····750
付属資料-1	「著しい騒音の防止」に関する資料	
付属資料-2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進	
付属資料-3	曲線線形諸元の決定手順と試算例	
付属資料一4	推定脱線係数の考え方	
付属資料-5	鉄道構造物等設計標準	
付属資料-6	車両限界	·····853
付属資料-7	電気設備及び車両に係る火災対策基準	·····857